

熊本市公報

第 1469 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

条 例

○熊本市企業版ふるさと納税地方創生基金条例（第 1 号）	860
○熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（第 2 号）	862
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第 3 号）	864
○熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例（第 4 号）	866
○熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（第 5 号）	867
○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第 6 号）	868
○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第 7 号）	869
○熊本市職員退職手当基金条例（第 8 号）	875
○熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例（第 9 号）	877
○熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例（第 10 号）	879
○熊本市記念館条例の一部を改正する条例（第 11 号）	881
○熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第 12 号）	882
○熊本博物館条例及び熊本市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（第 13 号）	884
○熊本市立幼稚園条例の一部を改正する条例（第 14 号）	885
○熊本市子どもの未来応援基金条例等の一部を改正する条例（第 15 号）	886
○熊本市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例（第 16 号）	888
○熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（第 17 号）	899
○熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第 18 号）	890
○熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第 19 号）	891
○熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（第 20 号）	892
○熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部を改正する条例（第 21 号）	898
○熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第 22 号）	899
○熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第 23 号）	900
○熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例（第 24 号）	902

規 則

○熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（第 5 号）	903
○熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則（第 6 号）	904
○熊本市消防団員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則（第 7 号）	905
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 8 号）	910
○児童虐待の防止等に関する法律に規定する身分を証明する証票に関する規則の一部を改正する規則	

(第 9 号)	911
○熊本市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則 (第 10 号)	912
○熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (第 11 号)	913
○熊本市私道整備補助金交付規則の一部を改正する規則 (第 12 号)	914
○熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第 13 号)	917
○熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する 規則 (第 14 号)	919

訓 令

○熊本市消防団員被服等貸与に関する訓令の一部を改正する訓令 (第 1 号)	920
---	-----

公 告

○消防法に基づく措置命令に係る公告 (中央消防署公告第 1 号)	921
--	-----

条 例

条 例 第 1 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市企業版ふるさと納税地方創生基金条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市企業版ふるさと納税地方創生基金条例

(設置)

第 1 条 地域再生法(平成 1 7 年法律第 2 4 号)第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、熊本市企業版ふるさと納税地方創生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第 1 条に規定する経費の財源に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 2 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に 1 項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の 2 項を加える。

（6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の職員に係る降給に関する経過措置）

7 法第 2 7 条第 2 項に規定する条例で定める降給の事由は、第 6 条に規定する降給の事由のほか、当分の間、次に掲げる事由とする。

- (1) 熊本市一般職の職員の給与に関する条例附則第 2 3 項の規定による降給
- (2) 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例附則第 1 4 項の規定による降給
- (3) 前 2 号に掲げる降給に相当する降給として規則その他の規程で定めるもの

（6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の職員に係る降任又は降給に関する手続の特例）

8 第 1 0 条第 1 項の規定は、法第 2 8 条の 2 第 1 項の規定による降任又は前項各号に規定する降給の場合には、適用しない。この場合においては、降任又は同項第 1 号若しくは第 2 号に規定する降給のときは人事委員会規則の、同号第 3 号に規定する降給のときは任命権者の定めるところにより、当該降任し、又は降給する職員に対し、その旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 3 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成 1 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中 2 3 の項を削り、2 4 の項を 2 3 の項とし、2 5 の項から 7 2 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 7 3 の項中「熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会」を「熊本市こどもの死亡事案に関する詳細調査委員会」に改め、同項を同表 7 2 の項とし、同表中 7 4 の項を 7 3 の項とし、7 5 の項から 7 8 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、7 9 の項を削り、8 0 の項を 7 8 の項とし、8 1 の項から 8 8 の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

8 7	熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。
8 8	こども局指定管理者候補者選定委員会	こども局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
8 9	熊本市土地利用方針検討委員会	本市の土地利用の方針等について、必要な事項を審議する。
9 0	中央区役所指定管理者候補者選定委員会	中央区役所が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。

別表 5 の表中 8 の項を削り、9 の項を 8 の項とし、1 0 の項を 9 の項とし、1 1 の項を 1 0 の項とし、1 2 の項を削り、1 3 の項を 1 1 の項とし、1 4 の項を 1 2 の項とし、1 5 の項を 1 3 の項とし、同表に次のように加える。

14	熊本市生涯学習推進計画策定委員会	次期熊本市生涯学習推進計画を策定するため、必要な事項を審議する。
15	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業に係る受託事業者の選定について、必要な事項を審議する。
16	熊本市教育行政審議会	本市の教育行政の在り方について、必要な事項を審議する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

条 例 第 4 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成 1 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年条例第 2 7 号）第 3 条ただし書に規定する職員については、6 0 歳）」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 5 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 2 8 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 7 の項第 2 号中「健康福祉局」を「こども局」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 6 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表交通安全対策会議委員及び交通安全対策会議特別委員の項、くまもと市男女共同参画会議委員の項、公民館運営審議会委員の項及び社会教育委員の項中「1 0, 0 0 0 円以内」を「1 0, 0 0 0 円」に改め、同表国民健康栄養調査員の項中「9, 0 7 0 円」を「9, 2 1 0 円」に改め、同表感染症診査協議会委員の項中「1 0, 0 0 0 円以内」を「1 0, 0 0 0 円」に改め、同表中「子どもの未来応援基金運営委員会委員」を「こどもの未来応援基金運営委員会委員」に改め、同表文化財保護委員会委員の項、スポーツ振興基金運営協議会委員の項及びスポーツ推進審議会委員の項中「1 0, 0 0 0 円以内」を「1 0, 0 0 0 円」に改め、同表中「自転車駐車対策等協議会委員」を「自転車利用推進協議会委員」に改め、同表教科用図書選定委員会委員の項を削り、同表図書館協議会委員の項及び博物館協議会委員の項中「1 0, 0 0 0 円以内」を「1 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 7 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 1 5 号)
の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

会計年度任用職員給料表

給料表の種類	行政職員給料表		医療職員給料表
職務の級	1 級	2 級	1 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	149, 700	198, 000	253, 600
2	150, 900	199, 800	256, 100
3	152, 100	201, 600	258, 600
4	153, 300	203, 400	261, 100
5	154, 500	205, 000	263, 300
6	155, 700	206, 800	267, 100
7	156, 900	208, 600	270, 900

8	158,100	210,400	274,700
9	159,300	212,200	278,300
10	160,500	214,000	282,300
11	161,700	215,800	286,300
12	162,900	217,600	290,300
13	164,200	219,200	294,000
14	165,500	221,000	298,000
15	166,700	222,700	301,900
16	167,900	224,500	305,700
17	169,400	226,200	309,300
18	171,400	228,000	312,800
19	173,400	229,600	316,300
20	175,100	231,200	319,800
21	176,900	232,700	323,400
22	179,300	234,300	327,100
23	181,700	235,900	330,500
24	184,100	237,500	333,800
25	186,400	239,100	337,300
26	188,200	240,600	339,800
27	189,900	242,100	342,400
28	191,700	243,500	344,700
29	193,500	244,900	347,100
30	195,100	246,300	348,900
31	196,200	247,700	350,700
32	197,100	249,100	352,700
33	197,800	250,400	354,900
34	199,200	251,700	357,200
35	200,600	253,000	359,300
36	202,100	254,300	361,600
37	203,500	255,600	363,700

38	205,000	256,900	366,100
39	206,500	258,100	368,300
40	208,000	259,400	370,300
41	209,200	260,700	372,500
42	210,400	261,700	373,500
43	211,600	262,700	374,300
44	212,800	263,700	375,000
45	213,900	264,700	376,200
46	215,100	265,700	377,600
47	216,300	266,700	379,100
48	217,500	267,600	380,600
49	218,700	268,500	381,700
50	219,700	269,400	382,700
51	220,700	270,300	383,700
52	221,700	271,200	384,500
53	222,700	272,000	385,400
54	223,500	272,800	386,300
55	224,500	273,600	387,000
56	225,400	274,400	387,900
57	226,200	274,900	388,600
58	227,000	275,400	389,500
59	227,800	275,900	390,300
60	228,500	276,400	391,100
61	229,200	276,900	391,600
62	230,000	277,400	392,100
63	230,800	277,900	392,500
64	231,500	278,400	393,000
65	232,200	278,900	393,300
66	233,000	279,400	
67	233,800	279,900	

68	234,500	280,400
69	235,200	280,900
70	236,000	281,400
71	236,800	281,900
72	237,500	282,400
73	238,200	282,900
74	238,900	283,400
75	239,600	283,900
76	240,300	284,400
77	241,000	284,900
78	241,700	285,400
79	242,400	285,900
80	243,100	286,400
81	243,700	286,900
82	244,300	287,400
83	244,900	287,900
84	245,400	288,400
85	245,900	288,900
86	246,400	289,400
87	246,900	289,900
88	247,400	290,400
89	247,900	290,900
90	248,400	291,400
91	248,900	291,900
92	249,400	292,400
93	249,900	292,900
94		293,400
95		293,900
96		294,400
97		294,900

98		295,400	
99		295,900	
100		296,400	
101		296,900	
102		297,400	
103		297,900	
104		298,400	
105		298,800	
106		299,300	
107		299,800	
108		300,300	
109		300,800	
110		301,300	
111		301,800	
112		302,300	
113		302,800	
114		303,300	
115		303,800	
116		304,300	
117		304,800	
118		305,300	
119		305,800	
120		306,300	
121		306,800	
122		307,300	
123		307,800	
124		308,300	
125		308,800	

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 8 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市職員退職手当基金条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員退職手当基金条例

(設置)

第 1 条 熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 0 年条例第 1 6 号）に基づく退職手当の支払の財源に充てるため、熊本市職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第 1 条に規定する支払の財源に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する支払の財源に充てる場合に限り、その全部又は一

部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 9 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和 3 9 年条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 条」の次に「・第 1 条の 2」を加え、「第 5 条」を「第 5 条の 2」に、「・第 6 条の 2」を「一第 6 条の 3」に改める。

第 1 章中第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（団員の種類）

第 1 条の 2 団員の種類は、次に掲げるものとする。

- （1） 基本団員 機能別団員以外の団員をいう。
- （2） 機能別団員 特定の活動にのみ従事する団員をいう。

2 機能別団員の種類は、次に掲げるものとする。

- （1） 防災サポーター 熊本市内の大学等に在学している学生を対象として任命する、大規模災害の発生時における活動等に従事する団員をいう。
- （2） 災害対応団員 団員を退職した者のうち団員として 1 5 年以上の経験を有するものを対象として任命する、災害発生時における活動等に従事する団員をいう。

3 前項に規定するもののほか、機能別団員が従事する活動等については、消防長が別に定める。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 団員の種類ごとの定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 基本団員 4, 3 0 0 人

(2) 機能別団員 5 0 0 人

第 3 条第 1 号中「勤務する」を「通勤し、若しくは通学する」に改める。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(定年による退職)

第 4 条の 2 団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 3 1 日に退職する。

2 団員の定年は、年齢 7 0 年とする。ただし、消防団長又は副団長である者の定年は、年齢 7 5 年とする。

第 5 条の見出し中「退職」の次に「の 手 続」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、前条の規定による退職及び次条第 1 項の任期が満了したことによる退職については、適用しない。

第 5 条の 2 の見出し中「機能別団員」を「防災サポーター」に改め、同条第 1 項中「機能別団員（特定の活動にのみ参加する団員をいう。以下同じ。）」を「防災サポーター」に改め、同条第 2 項中「機能別団員」を「防災サポーター」に改め、同条第 3 項を削る。

第 6 条の 3 第 1 項各号中「団長」を「消防団長」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 10 号

令和 5 年 3 月 15 日

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例（昭和 39 年条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「として」を「のうち基本団員（熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和 39 年条例第 50 号）第 1 条の 2 第 1 項第 1 号の基本団員をいう。以下同じ。）として通算」に改め、同条第 2 項中「その者の」の次に「基本団員としての」を加える。

第 4 条第 1 項中「消防団員」を「基本団員」に改め、同項ただし書中「から」の次に「基本団員を」を加え、同条第 2 項中「、団員」を「、基本団員」に改め、「から」の次に「基本団員を」を加え、同項ただし書中「ただし、」の次に「基本団員を」を加え、「消防団員」を「基本団員」に改め、同条第 3 項中「消防団員が」を「前 2 項の場合において、基本団員として」に、「場合に」を「とき」に改める。

第 5 条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 1 号中「消防団員」の次に「（当該退職報償金に係る消防団員に限る。次号及び次条において同じ。）」を加える。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 7 条中「消防団員が」の次に「基本団員を」を加える。

附則第 2 項、第 3 項及び第 5 項中「規定する消防団員」を「規定する基本団員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前において消防団員として勤務していた期間（この条例による改正前の第 4 条第 3 項に規定する期間があるときは、当該期間を除く。）は、この条例による改正後の第 2 条及び第 4 条の規定の適用については、基本団員として勤務していた期間とみなす。

条 例 第 11 号

令和 5 年 3 月 15 日

熊本市記念館条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市記念館条例の一部を改正する条例

熊本市記念館条例（平成 5 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表熊本洋学校教師ジェーンズ邸の項中「水前寺公園 22 番 16 号」を「水前寺公園 12 番 10 号」に改め、同表に次のように加える。

夏目漱石大江旧居	熊本市中央区水前寺公園 21 番 16 号
----------	-----------------------

第 5 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「き損する」を「毀損する」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 1 2 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）」及び「（以下「最低基準」という。）」を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条に定めるもののほか、法第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項の規定により条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第 3 条第 1 項中「その管理に属する法第 8 条第 4 項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」とあるのは「熊本市社会福祉審議会条例（平成 1 2 年条例第 3 3 号）第 1 条に規定する熊本市社会福祉審議会」と、省令第 1 0 条第 3 項各号列記以外の部分中「もの」とあるのは「もの

（放課後児童健全育成事業所に置かれた日から 1 2 月以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」と読み替えるものとする。

第 4 条から第 1 7 条までを削り、第 1 8 条を第 4 条とし、第 1 9 条から第 2 2 条までを削る。

附則第 2 条第 1 項中「第 9 条第 2 項及び第 1 0 条第 4 項の規定の適用については、第 9 条第 2 項」を「第 3 条第 1 項の規定により省令第 9 条第 2 項又は省令第 1 0 条第 4 項に定める基準を適用する場合においては、省令第 9 条第 2 項」に、「第 1 0 条第 4 項中」を「省令第 1 0 条第 4 項中」に改める。

附則第 3 条を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 13 号

令和 5 年 3 月 15 日

熊本博物館条例及び熊本市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本博物館条例及び熊本市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(熊本博物館条例の一部改正)

第 1 条 熊本博物館条例（昭和 28 年条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 20 条」を「第 23 条」に改める。

(熊本市旅館業法施行条例の一部改正)

第 2 条 熊本市旅館業法施行条例（平成 12 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「第 2 条に規定する」を「第 2 条第 1 項の」に、「第 29 条に規定する博物館に相当する施設」を「第 31 条第 1 項の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 1 4 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市立幼稚園条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立幼稚園条例の一部を改正する条例

熊本市立幼稚園条例（昭和 3 9 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表熊本市立向山幼稚園の項中「（通級による指導をする教室にあっては、同区魚屋町 1 丁目 9 番地）」を削る。

第 3 条第 2 項中「、当該」を「当該」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 1 5 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市子どもの未来応援基金条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市子どもの未来応援基金条例等の一部を改正する条例

(熊本市子どもの未来応援基金条例の一部改正)

第 1 条 熊本市子どもの未来応援基金条例（平成 6 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市こどもの未来応援基金条例

第 1 条中「熊本市子どもの未来応援基金」を「熊本市こどもの未来応援基金」に改める。

第 7 条の見出しを「（熊本市こどもの未来応援基金運営委員会）」に改め、同条第 1 項中「熊本市子どもの未来応援基金運営委員会」を「熊本市こどもの未来応援基金運営委員会」に改める。

(熊本市子ども文化会館条例の一部改正)

第 2 条 熊本市子ども文化会館条例（平成 6 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市こども文化会館条例

第 1 条中「熊本市子ども文化会館」を「熊本市こども文化会館」に改める。

第 8 条第 3 号及び第 1 7 条中「き損し」を「毀損し」に改める。

(熊本市すこやか交流広場条例の一部改正)

第 3 条 熊本市すこやか交流広場条例（平成 1 8 年条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「子どもふれあい農園」を「こどもふれあい農園」に改める。

第 7 条第 3 号及び第 1 6 条中「き損し」を「毀損し」に改める。

(熊本市子ども発達支援センター条例の一部改正)

第 4 条 熊本市子ども発達支援センター条例（平成 1 9 年条例第 8 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市こども発達支援センター条例

第 1 条中「熊本市子ども発達支援センター」を「熊本市こども発達支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 1 6 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例

(熊本市社会福祉審議会条例の一部改正)

第 1 条 熊本市社会福祉審議会条例（平成 1 2 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 7 7 条第 1 項」を「第 7 2 条第 1 項」に改める。

(熊本市児童発達支援ルーム条例の一部改正)

第 2 条 熊本市児童発達支援ルーム条例（平成 2 5 年条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成 2 6 年条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 7 条」を「第 8 2 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 1 7 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

熊本市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 号中「附則第 5 条第 1 項」を「附則第 3 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 18 号

令和 5 年 3 月 15 日

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 20 年条例第
116 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項第 5 号中「（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第
27 号）第 3 条ただし書に規定する職員については、60 歳）」を削り、「同条例第
2 条に規定する」を「熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 27 号）
第 2 条の」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 19 号

令和 5 年 3 月 15 日

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 41 年条例
第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 5 号中「（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第
27 号）第 3 条ただし書に規定する職員については、60 歳）」を削り、「同条例第
2 条に規定する」を「熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 27 号）
第 2 条の」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 20 号

令和 5 年 3 月 15 日

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成 12 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

別表第 1 中 74 の項を 77 の項とし、62 の項から 73 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、同表 61 の項事務の欄中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する特例」に改め、同項名称の欄中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可申請手数料」を「公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物の特例許可申請手数料」に改め、同項金額の欄第 1 号中「同一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項を同表 64 の項とし、同表 60 の項事務の欄中「同一敷地内認定建築物以外の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る」に改め、同項名称の欄中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改め、同項金額の欄第 1 号中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項を同表 63 の項とし、同表 59 の項事務の欄中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する」に改め、同項名称の欄中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の認定申請手数料」に改め、同項金額の欄

第 1 号中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項を同表 6 2 の項とし、同表 5 8 の項金額の欄第 1 号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項を同表 6 1 の項とし、同表中 5 7 の項を 6 0 の項とし、同表 5 6 の項金額の欄第 1 号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項を同表 5 9 の項とし、同表中 5 5 の項を 5 8 の項とし、3 6 の項から 5 4 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、3 5 の項を 3 7 の項とし、同項の次に次のように加える。

3 8	法第 5 8 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの許可申請手数料	1 6 0, 0 0 0 円
-----	--	------------------------	----------------

別表第 1 中 3 4 の項を 3 6 の項とし、3 1 の項から 3 3 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 3 0 の項事務の欄中「第 5 5 条第 3 項各号」を「第 5 5 条第 3 項又は第 4 項各号」に改め、同項を同表 3 2 の項とし、同表中 2 9 の項を 3 1 の項とし、2 8 の項を 3 0 の項とし、2 7 の項を 2 9 の項とし、同表 2 6 の項事務の欄中「第 5 3 条第 5 項」の次に「(第 4 号に係る部分を除く。)」を加え、同項を同表 2 7 の項とし、同項の次に次のように加える。

2 8	法第 5 3 条第 5 項 (第 4 号に係る部分に限る。) の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	1 6 0, 0 0 0 円
-----	---	---	----------------

別表第 1 中 2 5 の項を 2 6 の項とし、2 4 の項を 2 5 の項とし、同表 2 3 の項の次に次のように加える。

2 4	法第 5 2 条第 6 項第 3	建築物の容積	2 7, 0 0 0 円
-----	------------------	--------	--------------

	号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	率の特例認定申請手数料	
--	-----------------------------------	-------------	--

別表第 3 の 1 の項事務の欄中「宅地造成等規制法（以下この表において「法」という。）第 8 条第 1 項本文の規定に基づく宅地造成」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この表において「法」という。）第 1 2 条第 1 項の規定に基づく宅地造成等」に改め、同項名称の欄中「宅地造成工事許可申請手数料」を「宅地造成等に関する工事の許可申請手数料」に改め、同表 2 の項事務の欄中「第 1 2 条第 1 項の規定に基づく宅地造成」を「第 1 6 条第 1 項の規定に基づく宅地造成等」に改め、同項名称の欄中「宅地造成工事計画変更許可申請手数料」を「宅地造成等に関する工事の変更許可申請手数料」に改め、同項金額の欄第 1 号中「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地造成区域」を「宅地造成等区域」に改め、同欄第 2 号中「宅地造成区域」を「宅地造成等区域」に改める。

別表第 8 の 1 の項金額の欄第 1 号中「36,000 円」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。

ア 誘導性能基準により評価する方法 36,000 円

イ 誘導仕様基準により評価する方法 19,000 円

別表第 8 の 1 の項金額の欄第 2 号アを次のように改める。

ア 住宅部分（人の居住の用に供する部分をいう。以下この項及び次項において同じ。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 誘導性能基準により評価する方法 次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 申請住戸数が 1 戸のもの 36,000 円

b 申請住戸数が 2 戸から 5 戸までのもの 72,000 円

c 申請住戸数が 6 戸から 10 戸までのもの 100,000 円

d 申請住戸数が 11 戸から 25 戸までのもの 141,000 円

e 申請住戸数が 26 戸から 50 戸までのもの 202,000 円

f 申請住戸数が 51 戸から 100 戸までのもの 288,000 円

g 申請住戸数が 101 戸から 200 戸までのもの 391,000 円

h 申請住戸数が 201 戸から 300 戸までのもの 513,000 円

i 申請住戸数が 301 戸以上のもの 603,000 円

(イ) 誘導仕様基準により評価する方法 次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 申請住戸数が 1 戸のもの 19,000 円

b 申請住戸数が 2 戸から 5 戸までのもの 35,000 円

c 申請住戸数が 6 戸から 10 戸までのもの 50,000 円

d 申請住戸数が 11 戸から 25 戸までのもの 72,000 円

e 申請住戸数が 26 戸から 50 戸までのもの 108,000 円

f 申請住戸数が 51 戸から 100 戸までのもの 163,000 円

g 申請住戸数が 101 戸から 200 戸までのもの 232,000 円

h 申請住戸数が 201 戸から 300 戸までのもの 299,000 円

i 申請住戸数が 301 戸以上のもの 340,000 円

別表第 8 の 1 の項金額の欄第 3 号及び同表 2 の項金額の欄第 3 号を削り、同表備考中第 5 項を第 6 項とし、同表備考第 4 項中「(建築物又は申請住戸数が 2 以上のものを含む。この項及び次項において同じ。)」を削り、同項を同表備考第 5 項とし、同表備考中第 3 項を削り、第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

1 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

2 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

別表第 10 の 4 の項金額の欄第 1 号ア(ア)中「又は共同住宅等の住戸」を削り、同号イを次のように改める。

イ 適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものの写しが添付されない場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 誘導性能基準により評価する方法 次の a 又は b に掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める額

- a 一戸建ての住宅 次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額
- (a) 200平方メートル未満 31,000円
- (b) 200平方メートル以上 34,000円
- b 共同住宅等の全体 次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額
- (a) 300平方メートル未満 61,000円
- (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 102,000円
- (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 174,000円
- (d) 5,000平方メートル以上 249,000円
- (イ) 誘導仕様基準により評価する方法 次のa又はbに掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれa又はbに定める額
- a 一戸建ての住宅 次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額
- (a) 200平方メートル未満 16,000円
- (b) 200平方メートル以上 17,000円
- b 共同住宅等の全体 次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額
- (a) 300平方メートル未満 29,000円
- (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 51,000円
- (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 91,000円
- (d) 5,000平方メートル以上 138,000円

別表第10の6の項金額の欄第1号ア中「(共同住宅等の住戸に係る額を除く。)」を削り、同表備考第3項中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削り、同表備考第23項中「同省令」を「同令」に改め、同項を同表備考第24項とし、同表備考中第22項を第23項とし、第19項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、

同表備考第 18 項中「同省令第 12 条第 2 項」を「同令第 14 条第 2 項」に、「イ(イ)」を「イ(ア) b」に改め、同項を同表備考第 19 項とし、同表備考中第 17 項を第 18 項とし、同表備考第 16 項中「(建築物又は申請住戸数が 2 以上のものを含む。この項及び第 19 項において同じ。)」を削り、同項を同表備考第 17 項とし、同表備考中第 15 項を第 16 項とし、第 14 項を第 15 項とし、第 13 項を第 14 項とし、第 12 項を削り、同表備考第 11 項中「モデル住宅法」の次に「及びフロア入力法」を加え、「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)」に改め、同項を同表備考第 13 項とし、同表備考中第 10 項を第 12 項とし、第 9 項を第 11 項とし、第 8 項を第 10 項とし、同表備考第 7 項の次に次の 2 項を加える。

8 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

9 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 1 の改正規定 令和 5 年 4 月 1 日

(2) 第 2 条第 3 号の改正規定及び別表第 3 の改正規定 令和 5 年 5 月 26 日

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制に関する許可の申請に係る手数料については、この条例による改正後の別表第 3 の規定にかかわらず、同項の経過措置期間中は、なお従前の例による。

条 例 第 21 号

令和 5 年 3 月 15 日

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部を改正する条例

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例（平成 29 年条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 7 号」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

条 例 第 22 号

令和 5 年 3 月 15 日

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年条例第
19 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項第 5 号中「（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第
27 号）第 3 条ただし書に規定する職員については、60 歳）」を削り、「同条例第
2 条に規定する」を「熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 27 号）
第 2 条の」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 23 号

令和 5 年 3 月 15 日

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和 50 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「40 万 8 千円」を「48 万 8 千円」に改める。

第 14 条第 1 項中「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 15 条の 5 の 10 中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 20 条第 1 項第 1 号中「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改め、同項第 2 号中「28 万 5 千円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5 千円」に改め、同条第 3 項中「20 万円」を「22 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 1 項及び第 20 条第 1 項第 1 号の改正規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に給付事由の発生した出産育児一時金について適用し、同日前に給付事由の発生した出産育児一時金については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

条 例 第 2 4 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本市議会委員会条例（平成 2 5 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項の表厚生委員会の項所管事項の欄中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) こども局の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

規 則 第 5 号

令和 5 年 2 月 27 日

熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市営住宅条例施行規則（平成 10 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (2) 北区の表菱形の部を次のように改める。

菱形	A 棟	熊本市北区植木町上古閑 43 番地 2	木造平屋建	1	2	令 4	令 5 年 3 月 1 日
	B 棟		木造平屋建	1	2	令 4	令 5 年 3 月 1 日
	C 棟	熊本市北区植木町上古閑 43 番地 9	木造平屋建	1	2	令 4	令 5 年 3 月 1 日

附 則

この規則は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

規 則 第 6 号

令和 5 年 2 月 27 日

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市税条例施行規則（昭和 43 年規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 の見出し中「市税の収納事務」を「収納の事務」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「令」を「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）」に改め、「基準」の次に「のうち同項第 1 号に規定する地方税に係るもの」を加え、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に、「市税の収納事務」を「地方自治法施行令第 158 条の 2 第 1 項の規定による前項の地方税の収納の事務」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 3 条の 3 第 4 号中「及び独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院」を「又は独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター」に改める。

第 4 条第 8 号中「、法附則第 33 条の 4 第 1 項に規定する超短期所有 土地等に係る事業所得等の金額」を削る。

第 6 条第 8 号中「第 29 条」を「第 31 条第 1 項」に改める。

附則第 4 項第 1 号中「第 292 条第 1 項第 7 号」を「第 292 条第 1 項第 8 号」に、「同項第 8 号」を「同項第 9 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 7 号

令和 5 年 3 月 2 日

熊本市消防団員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防団員の階級及び服制に関する規則（昭和 2 5 年告示第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（服制）

第 5 条 消防団員の被服等のうち、制帽、制服及び階級章の色及び形状は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、消防団員の活動服、防火衣その他勤務の性質により必要な被服等に係る服制は、消防局長が別に定めるものとする。

別表中帽の部を制帽の部とし、同表略帽の部から防火帽の部までを削り、同表衣の部甲種の款色の項中「帽」を「制帽」に改め、同款製式の項中

「

下 衣	長ズボンとする。
-----	----------

」

を

「

下 衣	長ズボンとする。 形状は、図のとおりとする。
ネクタイ	黒色、赤色及び白色のストライプ柄の織物とする。

」

に改め、同部乙種の款色の項中「又は紺」を削り、同部帯の項を次のように改める。

帯	衣と同地質の幅40ミメートルのものとする。
---	-----------------------

別表夏下衣の部色の項中「帽」を「制帽」に改め、同表活動上衣の部から靴の部まで、外とうの部及び雨衣の部を削る。

図中

「

帽

女性

男性

」

を

「

制帽

女性

男性

」

に改め、

「

略帽



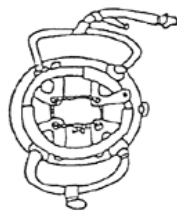
安全帽

裏面

正面

き章



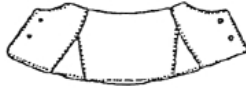


側面



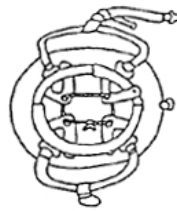
防火帽

しころ



保安帽

裏面



正面



側面



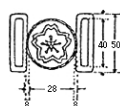
き章



略帽、安全帽及び防火帽の階級周章

階 級	略 帽	安全帽	保安帽	周 章
団 長	6 3 3 6	8 4 4 8	8 4 4 8	   
副団長	6 3 3 6	8 4 4 8	8 4 4 8	   
分団長	3 3 3 3	4 4 4 4	4 4 4 4	   
副分団長				   
部 長	6	8	8	   
班 長				   
団 員	3	4	4	   

帶前金具



「

活動上衣

前面

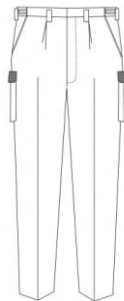


後面

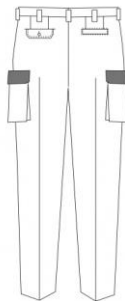


活動ズボン

前面

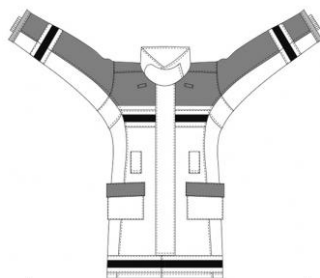


後面



防火衣

前面



後面



」

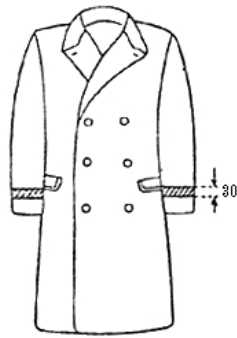
及び

「

外とう

前

後



頭巾



雨衣

前面

頭巾



後面



」

を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 8 号

令和 5 年 3 月 7 日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和 4 4 年規則第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 2 号中「、収容されている場合」の次に「、同法第 6 4 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第 6 6 条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 9 号

令和 5 年 3 月 9 日

児童虐待の防止等に関する法律に規定する身分を証明する証票に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

児童虐待の防止等に関する法律に規定する身分を証明する証票に関する規則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律に規定する身分を証明する証票に関する規則（平成 22 年規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「様式第 1 号」を「別記様式」に改める。

様式第 1 号中「前条第 1 項の規定による出頭の求めに応じない」を「正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した」に、「又はその」を「、又はその」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 10 号

令和 5 年 3 月 9 日

熊本市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

熊本市児童相談所長事務委任規則（平成 22 年規則第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号コからシまでの規定中「（法第 31 条第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同号チ中「第 33 条第 7 項」を「第 33 条第 9 項」に改め、同号ツ中「第 33 条第 9 項」を「第 33 条第 11 項」に改め、同号テからナまでの規定中「（同条第 6 項において準用する場合を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号テからナまでの改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 11 号

令和 5 年 3 月 9 日

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則（平成 4 年規則第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

熊本市大江地域コミュニティセンター	日曜日
-------------------	-----

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 1 2 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

熊本市私道整備補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市私道整備補助金交付規則の一部を改正する規則

熊本市私道整備補助金交付規則（昭和 5 2 年規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、私道整備（補修）補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 整備工事又は補修工事の施行箇所となる土地（以下「工事対象土地」という。）が単独で所有されている場合 次に掲げる書類

ア 工事対象土地の所有者の承諾書（当該所有者と申請者とが異なる場合に限る。）

イ 私道整備（補修）工事実施計画書

ウ 工事対象土地に係る公図（不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面をいう。）の写し

エ 工事対象土地に係る登記事項証明書又は登記事項要約書

(2) 工事対象土地が共有されている場合 次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 2 5 1 条第 1 項に規定する共有物の変更

を伴う工事 次に掲げる書類

(ア) 工事対象土地に係る共有者全員の承諾書（工事対象土地の整備工事又は補修工事に関して民法第 251 条第 2 項の裁判があった場合は、当該裁判があったことを証する書類及び当該裁判において所在等を知ることができないとされた共有者以外の共有者全員の承諾書）

(イ) 私道整備（補修）工事に係る共同施行代表責任者の選任及び振込口座の指定に係る書類

(ウ) 前号イからエまでに掲げる書類

イ 民法第 252 条第 1 項に規定する共有物の管理に関する工事 次に掲げる書類

(ア) 工事対象土地に係る共有持分の過半数に当たる共有者の承諾書（工事対象土地の整備工事又は補修工事に関して民法第 252 条第 2 項の裁判があった場合は、当該裁判があったことを証する書類並びに当該裁判において所在等を知ることができないとされた共有者及び賛否を明らかにしないとされた共有者を除く共有者の共有持分の過半数に当たる共有者の承諾書）

(イ) アに掲げる書類（ア(ア)に掲げる書類を除く。）

第 6 条第 2 項中「（様式第 5 号）」を削る。

第 7 条第 2 項中「（様式第 6 号）」を削る。

第 8 条第 1 項中「（様式第 7 号）」を削り、同条第 2 項中「（様式第 8 号）」を削る。

第 9 条中「（様式第 9 号）」を削り、同条第 1 号中「（様式第 10 号）」を削る。

第 11 条第 2 項中「（様式第 11 号）」を削る。

第 12 条第 2 項中「（様式第 12 号）」を削る。

第 13 条中「（様式第 13 号）」を削る。

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（書類の様式等）

第 15 条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第 1 号から様式第 1 3 号までを削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 13 号

令和 5 年 3 月 15 日

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例施行規則（平成 30 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「震災対策課」を「都市安全課」に改める。

第 7 条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第 6 条の規定により届け出なければならない行為は、次に掲げる行為とする。

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為のうち次の各号に掲げる工事のいずれかに該当するものについては、条例第 6 条の規定による届出を要しないものとする。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）第 12 条第 1 項の規定による許可の対象となる工事
- (2) 盛土規制法第 21 条第 3 項の規定による届出の対象となる工事
- (3) 盛土規制法第 27 条第 1 項の規定による届出の対象となる工事
- (4) 盛土規制法第 30 条第 1 項の規定による許可の対象となる工事
- (5) 盛土規制法第 40 条第 3 項の規定による届出の対象となる工事

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、

同年 4 月 1 日から施行する。

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により規制されることとなる宅地造成に関する工事等に係る条例第 6 条に規定する届出については、この規則による改正後の第 7 条の規定にかかわらず、同項に規定する経過措置期間中は、なお従前の例による。

規 則 第 14 号

令和 5 年 3 月 15 日

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則（平成 29 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表熊本市民会館前の道路空間再配分における利活用及び基本デザイン検討業務受託事業者選考委員会の項及び熊本県内への誘客施設企画運営等業務受託事業者選考委員会の項を削り、同表に次のように加える。

熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会	本市の生活保護業務において発生した不適正な事案について、当該事案の検証を行い、再発防止策を検討する。	令和 5 年 3 月 22 日から同年 12 月 31 日まで
-----------------------------	--	---------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓 令 第 1 号

令和 5 年 3 月 2 日

熊本市消防団員被服等貸与に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員被服等貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市消防団員被服等貸与に関する訓令（昭和 4 7 年訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表のとおりとする」を「消防局長が別に定める」に改める。

第 4 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、消防局長は、気候の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、同項の着用期間を変更することができる。

第 6 条中「消防長に」を削る。

第 7 条第 1 項中「警防課長」を「警防部警防課長」に改める。

第 8 条中「のうち甲種衣、乙種衣、帽及び略帽」を削る。

第 9 条中「警防課長」を「警防部警防課長」に、「別記様式により」を「貸与品に関する台帳を備え、」に改める。

別表を削る。

別記様式を削る。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

中央消防署公告第 1 号

令和 5 年 3 月 8 日

消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定により命令を行ったので、同法第 5 条の 3 第 5 項で準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

熊本市中央消防署長 清田 淳也

1 防火対象物の所在地

熊本市中央区九品寺四丁目 2 番 2 1 号

2 防火対象物の名称

ロータスビル

3 命令を受けた者

浦本 ひかる

4 命令事項

階段並びに 1 階南東側通路及び 2 階から 4 階までの共同住宅通路に存置された可燃物及び消火、避難その他の消防の活動に支障となる物件を令和 5 年 4 月 7 日までに除去すること。

5 命令年月日

令和 5 年（2 0 2 3 年）3 月 8 日

6 命令を行った者

熊本市中央消防署長 清田 淳也